

## 4 令和7年度のコンプライアンスに関する取組の実施について

下記のとおり取組を実施する。

### (1) 業務改革課による各課との意見交換を実施（12月～1月頃）

業務改革課長よりコンプライアンスアンケート結果や昨年度に生じた不適切な事態等をもとに、各課の現状について各課長との意見交換を実施する。

### (2) コンプライアンス月間の取組（9月）

①局長メッセージ

②コンプライアンスに関するポスターの掲示

### (3) 各課長によるコンプライアンスメッセージの発信（コンプライアンス月間以降）

朝・昼礼等の場で、局長メッセージを踏まえ、「風通しの良い職場づくり」「不適切な事態の防止」などをテーマに、自課の事業に置換えた時の具体事例を交えて発信する。

取組状況については、(1)の取組の中で内容を確認する。

### (4) 管理職等への研修の実施（9月予定）

課長代理級以上の職員に対し外部講師によるコンプライアンス研修を実施する。

### (5) コンプライアンス研修の実施（10～12月）

研修講師（各課長、課長代理）は、資料の読み上げに終わらず、(4)の内容や各課の実情に応じた事例を踏まえたコメントを交えながら実施する。

### (6) 不適切な事態の各課共有

発生した不適切な事態の概要を各課に共有するもの。昨年度や今年度の不適切な事態の発生状況を鑑み、発生の抑制や職員への意識付けを目的とする。